



# 鳥取県公報

令和6年4月23日（火）  
第9590号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	鳥取県立県民文化会館の利用料金（281）（文化政策課）・・・・・・・・・・ 2
	鳥取県立童謡館の利用料金（282）（〃）・・・・・・・・・・ 12
	鳥取県立米子コンベンションセンターの利用料金（283）（〃）・・・・・・・・・・ 13
	鳥取県立倉吉未来中心の利用料金（284）（〃）・・・・・・・・・・ 24
	特定計量器の定期検査の実施（285）（くらしの安心推進課）・・・・・・・・・・ 34
	保安林の指定（2件）（286・287）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 34
	保安林の指定の解除予定（2件）（288・289）（〃）・・・・・・・・・・ 35
	物品売払代金の徴収事務の委託（290）（農業試験場）・・・・・・・・・・ 35
	土地改良区の役員の就退任（291）（中部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 36
	手数料の収納事務の委託（292）（警察本部運転免許課）・・・・・・・・・・ 36
◇ 海区漁調 委告示	すくい網漁業の操業に関する指示（2）・・・・・・・・・・ 37
◇ 公 告	狩猟免許試験の実施（自然共生課）・・・・・・・・・・ 38
	狩猟免許の更新に係る適正試験の実施（〃）・・・・・・・・・・ 39
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・・・ 41
	猟銃安全指導委員の委嘱（〃）・・・・・・・・・・ 41

# 告 示

## 鳥取県告示第281号

鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例（平成5年鳥取県条例第2号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立県民文化会館の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年鳥取県告示第621号（鳥取県立県民文化会館の利用料金について）は、令和6年3月31日限り廃止する。

令和6年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 利用料金

#### (1) 施設利用料

##### ア 梨花ホール利用料（イの場合を除く。）

区分	入場料等の最高金額	午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分 まで	午前9時から 午後9時30分 まで
平日	1,000円以下	34,150円	68,300円	74,700円	162,970円
	1,001円以上3,000円以下	44,390円	88,790円	97,110円	211,860円
	3,001円以上5,000円以下	54,640円	109,280円	119,530円	260,770円
	5,001円以上	68,300円	136,610円	149,410円	325,970円
休日	1,000円以下	40,980円	81,960円	89,640円	195,570円
	1,001円以上3,000円以下	53,270円	106,550円	116,540円	254,250円
	3,001円以上5,000円以下	65,570円	131,140円	143,430円	312,920円
	5,001円以上	81,960円	163,930円	179,290円	391,160円

#### 備考

- 1 この表において「入場料等」とは、入場料、会費、受験料、受講料、参加料その他名称のいかんを問わず入場者から入場の対価として徴収されるもの及び施設を利用して行われる催し、会議等を映像、音声等により配信する場合において当該映像、音声等を視聴する者からその対価として徴収されるものをいう。
- 2 この表において「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに日曜日及び土曜日をいう。
- 3 午前に準備又は稽古のため利用し、引き続き午後及び夜間に本番のため利用する場合は、全日の利用料の額の10分の9の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）を徴収する。
- 4 1階席部分のみを利用する場合の利用料の額は、この表に定める利用料の5分の4の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。

##### イ 梨花ホール利用料（4月及び5月において、専らピアノ練習のために利用する場合に限る。）

午 前	午 後
午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで
8,530円	17,070円

##### ウ 小ホール利用料

区分	入場料等の最高金額	午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分 まで	午前9時から 午後9時30分 まで
	1,000円以下	5,970円	11,940円	13,050円	28,480円

平日	1,001円以上3,000円以下	7,760円	15,520円	16,970円	37,030円
	3,001円以上5,000円以下	9,550円	19,100円	20,890円	45,570円
	5,001円以上	11,940円	23,880円	26,110円	56,970円
休日	1,000円以下	7,160円	14,330円	15,670円	34,180円
	1,001円以上3,000円以下	9,310円	18,620円	20,360円	44,420円
	3,001円以上5,000円以下	11,460円	22,920円	25,070円	54,690円
	5,001円以上	14,330円	28,660円	31,340円	68,380円

備考

- この表において「入場料等」とは、入場料、会費、受験料、受講料、参加料その他名称のいかんを問わず入場者から入場の対価として徴収されるもの及び施設を利用して行われる催し、会議等を映像、音声等により配信する場合において当該映像、音声等を視聴する者からその対価として徴収されるものをいう。
- この表において「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに日曜日及び土曜日をいう。
- 午前に準備又は稽古のため利用し、引き続き午後及び夜間に本番のため利用する場合は、全日の利用料の額の10分の9の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）を徴収する。

エ 楽屋・楽屋事務室利用料

区 分		午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から午後 9時30分まで	午前9時から午後 9時30分まで
梨花ホール	第1楽屋	390円	800円	870円	1,890円
	第2楽屋	330円	680円	730円	1,600円
	第3楽屋	500円	1,010円	1,110円	2,410円
	第4楽屋	550円	1,110円	1,200円	2,630円
	第5楽屋	1,250円	2,510円	2,740円	5,980円
	第6楽屋	800円	1,610円	1,760円	3,830円
	第7楽屋	500円	1,010円	1,110円	2,410円
	第8楽屋	460円	930円	1,020円	2,210円
	楽屋事務室	250円	500円	550円	1,190円
小ホール	第9楽屋	610円	1,230円	1,340円	2,920円
	第10楽屋	720円	1,440円	1,580円	3,440円

オ リハーサル室・練習室利用料

区 分	午 前	午 後	夜 間	全 日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分 まで	午前9時から 午後9時30分 まで
リハーサル室	4,920円	9,850円	10,780円	23,500円
第1練習室	570円	1,150円	1,250円	2,730円
第2練習室	700円	1,400円	1,540円	3,340円
第3練習室	1,130円	2,260円	2,460円	5,380円
第4練習室	1,530円	3,070円	3,360円	7,320円

カ フリースペース利用料

区 分	単 位	料 金
他施設に付随	1日50平方メートルにつき	100円

(営利を目的としない場合)	(最大200平方メートル)	
他施設に付随 (営利を目的とする場合)	1日50平方メートルにつき (最大200平方メートル)	500円
単独利用 (営利を目的としない場合のみ)	1日50平方メートルにつき (最大200平方メートル)	100円

備考

- 1 利用期間が1日未満であるとき、又は利用期間に1日未満の端数があるときは、1日として計算する。
- 2 この表において「営利を目的とする場合」とは、個人又は法人その他の団体が物品の販売等の営業行為、商品説明、物品展示等により、何らかの利益を得ることを目的として利用する場合をいう。ただし、その場合であっても当該法人又は団体の内部のみを対象とする利用は非営利とする。

キ ギャラリー利用料

区 分	単 位	料 金
ホール以外他施設に付随 (営利を目的としない場合)	1日250平方メートルにつき	500円
ホール以外他施設に付随 (営利を目的とする場合)	1日250平方メートルにつき	2,500円
単独利用 (営利を目的としない場合のみ)	1日250平方メートルにつき	500円

備考

- 1 利用期間が1日未満であるとき、又は利用期間に1日未満の端数があるときは、1日として計算する。
- 2 この表において「営利を目的とする場合」とは、カの表備考第2号に規定する場合をいう。

ク 屋外スペース利用料

区 分	単 位	料 金
営利を目的としない場合	1日10平方メートルにつき	10円
営利を目的とする場合	1日10平方メートルにつき	50円

備考

- 1 この表は、屋外における利用が可能な場所の利用について許可を受けた場合に適用する。
- 2 貸出面積に10平方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 利用期間が1日未満であるとき、又は利用期間に1日未満の端数があるときは、1日として計算する。
- 4 この表において「営利を目的とする場合」とは、カの表備考第2号に規定する場合をいう。
- 5 営利を目的とする場合の利用は、館内施設の利用に付随して利用する場合に限る。

ケ イベントホール（展示室）利用料

区 分		午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分 まで	午前9時から 午後9時30分 まで
イベントホール (展示室)	営利を目的と しない場合	8,510円	11,350円	12,410円	27,420円
	営利を目的と する場合	17,030円	22,710円	24,850円	54,900円

備考

- 1 午前に準備又は稽古のため利用し、引き続き午後及び夜間に本番のため利用する場合は、全日の利

用料の額の10分の9の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）を徴収する。

2 この表において「営利を目的とする場合」とは、カの表備考第2号に規定する場合をいう。

コ 会議室・会議準備室利用料

区 分		午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分 まで	午前9時から 午後9時30分 まで
第1会議室	非営利	13,360円	17,820円	15,590円	46,770円
	営利	26,720円	35,640円	31,180円	93,540円
第2会議室	非営利	6,500円	8,660円	7,580円	22,740円
	営利	13,000円	17,320円	15,160円	45,480円
第3会議室	非営利	6,830円	9,110円	7,970円	23,910円
	営利	13,660円	18,220円	15,940円	47,820円
第4会議室	非営利	3,230円	4,310円	3,770円	11,310円
	営利	6,460円	8,620円	7,540円	22,620円
第5会議室	非営利	1,510円	2,010円	1,760円	5,280円
	営利	3,020円	4,020円	3,520円	10,560円
第6会議室	非営利	1,390円	1,860円	1,620円	4,870円
	営利	2,780円	3,720円	3,240円	9,740円
第7会議室	非営利	890円	1,180円	1,030円	3,100円
	営利	1,780円	2,360円	2,060円	6,200円
第8会議室	非営利	790円	1,060円	930円	2,780円
	営利	1,580円	2,120円	1,860円	5,560円
会議準備室	非営利	380円	510円	440円	1,330円
	営利	760円	1,020円	880円	2,660円

備考 通常の開館時間以外の時間に利用する場合の利用料は、この表の利用料の額を1.2倍した額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。

サ ホール又はイベントホール（展示室）を専ら練習又は準備のために利用する場合の利用料

施 設 名	午 前	午 後	夜 間	全 日
	午前9時から正午 まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 9時30分まで	午前9時から午後 9時30分まで
梨花ホール	17,070円	34,150円	37,350円	81,480円
小ホール	2,980円	5,970円	6,520円	14,230円
イベントホール （展示室）	4,250円	5,670円	6,200円	13,700円

シ 延長・時間外利用料

(ア) 梨花ホール、小ホール、楽屋、楽屋事務室、練習室、リハーサル室及びイベントホール（展示室）

区 分	利用料（1時間につき）
午前8時から午前9時まで及び正午から 午後1時まで	午前の利用料÷3×1.2（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）
午後5時から午後6時まで	午後の利用料÷4×1.2（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）
午前0時から午前8時まで及び午後9時 30分から午後12時まで	夜間の利用料÷3.5×1.2（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）

(イ) 会議室

区 分	利用料（1時間につき）
午前8時から午前9時まで	午前の利用料÷3×1.2 (10円未満の端数は切り捨てるものとする。)
正午から午後1時まで	午前の利用料÷3 (10円未満の端数は切り捨てるものとする。)
午後5時から午後6時まで	午後の利用料÷4 (10円未満の端数は切り捨てるものとする。)
午前0時から午前8時まで及び午後9時30分から午後12時まで	夜間の利用料÷3.5×1.2 (10円未満の端数は切り捨てるものとする。)

備考

- 1 利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 2 午前（午前9時から正午まで）から引き続き午後（午後1時から午後5時まで）において利用する場合における正午から午後1時までの間の利用に係る延長利用料及び午後（午後1時から午後5時まで）から引き続き夜間（午後6時から午後9時30分まで）において利用する場合における午後5時から午後6時までの間の利用に係る延長利用料は、徴収しない。
- 3 ホール又はイベントホール（展示室）を専ら練習又は準備のために利用する場合は、ア、ウ及びケに定める利用料を午前の利用料、午後の利用料及び夜間の利用料とみなして、延長・時間外利用料を計算する。

(2) 設備利用料

ア 梨花ホール

種 別	区 分	
	設 備 名	利 用 料
舞台設備	大迫り	1基1回につき 2,450円
	小迫り	1基1回につき 1,170円
	音響反射板	1基1回につき 5,760円
	オーケストラピット	1基1回につき 6,290円
	紗幕（白・グレー・黒）	1枚1回につき 1,170円
	紅白幕（天竺幕）	1枚1回につき 1,050円
	浅葱幕（天竺幕）	1枚1回につき 1,170円
	舞台所作台	1セット1回につき 7,570円
	花道所作台	1セット1回につき 1,810円
	松竹羽目	1セット1回につき 2,660円
	毛せん（赤ネル地）	1枚1回につき 310円
	長座布団	1枚1回につき 200円
	平台	1枚1回につき 200円
	上敷ござ	1枚1回につき 310円
	金屏風	1双1回につき 1,590円
	銀屏風	1双1回につき 1,590円
	鳥の子屏風	1双1回につき 1,590円
	地かすり	1枚1回につき 1,590円
	鳥屋囲	1セット1回につき 1,050円
	バレエ用シート	1枚1回につき 950円

	雪かご	1台1回につき	310円
	開き足	1脚1回につき	100円
	演台(大)	1卓1回につき	630円
	演台(小)	1卓1回につき	410円
	演台(司会者用)	1卓1回につき	200円
	指揮者台(譜面台含)	1台1回につき	310円
	譜面台(楽団員用)	1台1回につき	100円
	仮設能舞台(梨花ホール仕様)	1セット1回につき	21,520円
楽器	ピアノ(スタインウェイ)	1台1回につき	10,670円
	ピアノ(ベーゼンドルファー)	1台1回につき	10,670円
	大太鼓(和太鼓)	1台1回につき	740円
	ティンパニー	1セット1回につき	3,140円
	マリンバ	1台1回につき	1,150円
	コンサートバスドラム	1台1回につき	560円
音響設備器具	拡声装置	1セット1回につき	3,720円
	ステージスピーカー	1台1回につき	1,170円
	ハードディスクレコーディングシステム	1セット1回につき	1,050円
	マスターレコーダー	1台1回につき	1,050円
	カセットテープデッキ	1台1回につき	840円
	マルチメディアプレーヤー	1台1回につき	1,050円
	ステージモニタースピーカー	1台1回につき	1,170円
	ステージモニタースピーカー(アンプ内蔵型)	1台1回につき	1,380円
	三点吊りマイク装置	1セット1回につき	1,050円
	一点吊りマイク装置	1セット1回につき	530円
	マイク(コンデンサ型)	1本1回につき	950円
	マイク(ダイナミック型)	1本1回につき	740円
	マイク(ワイヤレス・ハンド型)	1本1回につき	1,170円
	マイク(ワイヤレス・タイピン型)	1本1回につき	1,270円
	マイクスタンド(床上型)	1本1回につき	200円
	マイクスタンド(卓上型)	1本1回につき	200円
	ブームスタンド	1本1回につき	200円
	舞台袖簡易調整卓	1セット1回につき	1,270円
	ポータブルミキサー	1セット1回につき	1,270円
		フットライト	1セット1回につき
花道フットライト		1セット1回につき	410円
ロアーホリゾンライト		1セット1回につき	1,380円
ボーダーライト		1列1回につき	1,170円
サスペンションスポットライト		1列1回につき	840円
中アッパーホリゾンライト		1セット1回につき	1,700円
アッパーホリゾンライト		1セット1回につき	2,770円
客席サスペンションスポットライト		1列1回につき	840円
プロセニウムスポットライト		1列1回につき	1,050円
ポータルタワースポットライト		1セット1回につき	1,050円
トーメンタルスポットライト		1セット1回につき	310円

照明設備	トーメンタルタワーライト	1基1回につき	310円
	フロントサイドスポットライト	1列1回につき	840円
	第1シーリングスポットライト	1列1回につき	1,380円
	第2シーリングスポットライト	1列1回につき	1,380円
	クセノンピンスポットライト(2キロワット)	1台1回につき	2,120円
	ムービングライトフロント用	1台1回につき	1,590円
	ムービングライトシーリング用	1台1回につき	1,170円
	音響反射板ライト	1セット1回につき	2,660円
	コンダクタースポットライト	1台1回につき	310円
	クセノンピンスポットライト(3キロワット)	1台1回につき	2,660円
	調光操作卓	1セット1回につき	3,720円
	サブ調光操作装置	1セット1回につき	1,050円
移動用効果器具・効果用照明器具	スポットライト(500ワット)	1台1回につき	200円
	スポットライト(1キロワット)	1台1回につき	310円
	LEDスポットライト	1台1回につき	310円
	エフェクトスポットライト(1キロワット)	1台1回につき	410円
	エフェクトスポットライト(2キロワット)	1台1回につき	740円
	ミラーボール(φ450,600)	1台1回につき	840円
	マルチストロボ(300ワット)	1台1回につき	950円
	スモークマシン	1台1回につき	950円
	コンセプトマシン	1台1回につき	950円
	ドライアイスマシン	1台1回につき	950円
	ファイヤーマシン	1台1回につき	950円
	オーロラマシン	1台1回につき	950円
	波エフェクト	1台1回につき	950円
	レインボウマシン	1台1回につき	950円
	カラーフェーダー	1台1回につき	310円
ストリップライト(100ワット、12灯、2回路)	1台1回につき	310円	
ストリップライト(100ワット、4灯、2回路)	1台1回につき	200円	
その他	舞台用テーブル	1脚1回につき	100円
	舞台用イス	1脚1回につき	100円
	入浴設備	1室1回につき	1,170円
	テレビ中継設備	1セット1回につき	9,930円
	持込電気機器	1キロワットにつき	200円
	映写機(35・16ミリ兼用)	1台1回につき	8,960円
	ハイビジョンビデオプロジェクター	1セット1回につき	6,390円
	ビデオ・パソコンプロジェクター	1セット1回につき	1,910円
	映像伝送システム	1セット1回につき	2,610円
	ミニDVカメラレコーダー	1台1回につき	940円
	DVDレコーダー	1台1回につき	1,050円

## 備考

- 1 利用回数は、午前、午後及び夜間の区分ごとに1回とする。
- 2 移動して利用することができる設備・備品については、支障のない範囲内で梨花ホール以外の施設でも利用できるものとする。



## イ 小ホール

区 分		利 用 料	
種 別	設 備 名		
舞台設備	平台	1 枚 1 回につき	200円
	演台 (大)	1 卓 1 回につき	630円
	演台 (小)	1 卓 1 回につき	410円
	演台 (司会者用)	1 卓 1 回につき	200円
	指揮者台 (譜面台含)	1 台 1 回につき	310円
	譜面台 (楽団員用)	1 台 1 回につき	100円
	仮設能舞台 (小ホール仕様)	1 セット 1 回につき	17,730円
楽器	ピアノ (スタインウェイ)	1 台 1 回につき	10,670円
	ピアノ (ヤマハCFⅢ-S)	1 台 1 回につき	5,550円
	エレクトーン (ヤマハEL-90)	1 台 1 回につき	5,010円
音響設備器具	拡声装置	1 セット 1 回につき	2,770円
	マスターレコーダー	1 台 1 回につき	1,050円
	カセットテープデッキ	1 台 1 回につき	840円
	マルチメディアプレーヤー	1 台 1 回につき	1,050円
	ステージモニタースピーカー	1 台 1 回につき	1,170円
	ステージモニタースピーカー(アンプ内蔵型)	1 台 1 回につき	1,380円
	三点吊りマイク装置	1 セット 1 回につき	1,050円
	マイク (コンデンサ型)	1 本 1 回につき	950円
	マイク (ダイナミック型)	1 本 1 回につき	740円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1 本 1 回につき	1,170円
	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	1 本 1 回につき	1,270円
	マイクスタンド (床上型)	1 本 1 回につき	200円
	マイクスタンド (卓上型)	1 本 1 回につき	200円
	ブームスタンド	1 本 1 回につき	200円
	舞台袖簡易調整卓	1 セット 1 回につき	1,270円
	ポータブルミキサー	1 セット 1 回につき	1,170円
照明設備	ローア・ホリゾントライト	1 セット 1 回につき	1,170円
	ボーダーライト	1 列 1 回につき	840円
	サスペンションスポットライト	1 列 1 回につき	410円
	アッパーホリゾントライト	1 セット 1 回につき	1,590円
	投光ギャラリースポットライト	1 列 1 回につき	410円
	センターピンスポットライト	1 台 1 回につき	1,170円
	調光操作装置	1 セット 1 回につき	3,720円
移動用効果器具・効果用照明器具	スポットライト (500 ワット)	1 台 1 回につき	200円
	スポットライト (1 キロワット)	1 台 1 回につき	310円
	LEDスポットライト	1 台 1 回につき	310円
	エフェクトスポットライト (1 キロワット)	1 台 1 回につき	410円
	エフェクトスポットライト (2 キロワット)	1 台 1 回につき	740円
	ミラーボール (φ450, 600)	1 台 1 回につき	840円
	マルチストロボ (300 ワット)	1 台 1 回につき	950円

移動用効果器具・効果用照明器具	スモークマシン	1台1回につき	950円
	コンセプトマシン	1台1回につき	950円
	ドライアイスマシン	1台1回につき	950円
	ファイヤーマシン	1台1回につき	950円
	オーロラマシン	1台1回につき	950円
	波エフェクト	1台1回につき	950円
	レインボウマシン	1台1回につき	950円
	カラーフェーダー	1台1回につき	310円
その他	舞台用テーブル	1脚1回につき	100円
	舞台用イス	1脚1回につき	100円
	入浴設備	1室1回につき	1,170円
	持込電気機器	1キロワットにつき	200円
	ビデオモニター	1台1回につき	410円
	ビデオデッキ	1台1回につき	410円
	ビデオ・パソコンプロジェクター	1台1回につき	1,910円

備考

- 1 利用回数は、午前、午後及び夜間の区分ごとに1回とする。
- 2 移動して利用することができる設備・備品については、支障のない範囲内で小ホール以外の施設でも利用できるものとする。

ウ リハーサル室、練習室、イベントホール（展示室）及び会議室

区 分		利 用 料	
施 設	設 備 名		
リハーサル室	ピアノ（ヤマハC7E）	1台1回につき	3,310円
	バレエ用シート	1枚1回につき	630円
	マイク（ダイナミック型）	1本1回につき	740円
	マイク（ワイヤレス・ハンド型）	1本1回につき	1,170円
	マイク（ワイヤレス・タイピン型）	1本1回につき	1,270円
	CDプレーヤー／カセットデッキ（一体型）	1台1回につき	1,050円
	ブルーレイディスクプレーヤー	1台1回につき	1,050円
	ビデオ・パソコンプロジェクター	1台1回につき	1,910円
第1練習室	ピアノ（ヤマハG2E）	1台1回につき	1,590円
第2練習室	ピアノ（ヤマハC3E）	1台1回につき	1,700円
イベントホール（展示室）	展示パネル	1台1回につき	200円
第1会議室	マイク（ダイナミック型）	1本1回につき	740円
	マイク（ワイヤレス・ハンド型）	1本1回につき	1,170円
	マイク（ワイヤレス・タイピン型）	1本1回につき	1,270円
	マイクスタンド（床上型）	1本1回につき	200円
	マイクスタンド（卓上型）	1本1回につき	200円
	ビデオ・パソコンプロジェクター	1台1回につき	1,910円
	ブルーレイディスクプレーヤー	1台1回につき	1,050円
	CDプレーヤー／カセットデッキ（一体型）	1台1回につき	1,050円
	マイク（ダイナミック型）	1本1回につき	740円

第2会議室	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1本1回につき	1,170円
	マイクスタンド (床上型)	1本1回につき	200円
	マイクスタンド (卓上型)	1本1回につき	200円
	ビデオ・パソコンプロジェクター	1台1回につき	1,910円
第3会議室	カセットテープデッキ	1台1回につき	840円
	マイク (ダイナミック型)	1本1回につき	740円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1本1回につき	1,170円
	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	1本1回につき	1,270円
	マイクスタンド (床上型)	1本1回につき	200円
	マイクスタンド (卓上型)	1本1回につき	200円
	CDプレーヤー	1台1回につき	1,050円
	ブルーレイディスクプレーヤー	1台1回につき	1,050円
	ビデオ・パソコンプロジェクター	1台1回につき	1,910円
	小型ディスプレイ (13.3型)	1式1回につき	1,910円
第4会議室	拡声装置 (ワイヤレスアンプ・マイク1本)	1セット1回につき	1,480円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1本1回につき	1,170円
	ビデオ・パソコンプロジェクター	1台1回につき	1,910円
第5会議室	拡声装置 (ワイヤレスアンプ・マイク1本)	1セット1回につき	1,480円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1本1回につき	1,170円
	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	1本1回につき	1,270円
	ビデオ・パソコンプロジェクター	1台1回につき	1,910円
第7会議室	釜	1個1回につき	100円
その他	譜面台 (楽団員用)	1台1回につき	100円
	持込電気機器	1キロワット1回につき	200円
	移動式スクリーン	1枚1回につき	410円
	ビデオ・パソコンプロジェクター	1台1回につき	1,910円
	拡声装置 (ワイヤレスアンプ・マイク1本)	1セット1回につき	1,480円
	フリーパネル (営利を目的として利用する場合に限る。)	1枚1回につき	100円
	MDレコーダー	1台1回につき	1,050円
	DVDレコーダー	1台1回につき	1,050円
	液晶ディスプレイ (42型)	1台1回につき	410円
	ブルーレイディスクプレーヤー	1台1回につき	1,050円
	非接触型検温器	1台1回につき	150円
	表面温度計測サーモグラフィハンディカメラ及び三脚	1台1回につき	400円
	動画制作・Web配信用機器 (4Kカメラ、360°カメラ、ライブプロダクションスイッチャー、ハブ・ケーブル類) 一式	1セット1回につき	1,890円

## 備考

- 1 利用回数は、午前、午後及び夜間の区分ごとに1回とする。
- 2 移動して利用することができる設備・備品については、支障のない範囲内で設置している施設以外の施設でも利用できるものとする。

## 2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 令和6年3月28日
- (2) 適用開始年月日 令和6年4月1日

**鳥取県告示第282号**

鳥取県立童謡館の設置及び管理に関する条例（平成7年鳥取県条例第2号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立童謡館の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和元年鳥取県告示第322号（鳥取県立童謡館の利用料金について）は、令和6年3月31日限り廃止する。

令和6年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 入館料

区 分	金 額
個人（学生又は一般人に限る。）	1人1回につき 250円
団体（学生又は一般人の団体であって20人以上のものに限る。）	1人1回につき 200円

(2) いべんとほーる利用料

区 分	金 額
午前	1回につき 1,910円
午後	1回につき 3,820円
夜間	1回につき 4,790円
午前・午後	1回につき 5,730円
午後・夜間	1回につき 8,610円
全日	1回につき 10,520円

備考

- 1 この表において、「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後9時までを、「午前・午後」とは午前9時から午後5時までを、「午後・夜間」とは午後1時から午後9時までを、「全日」とは午前9時から午後9時までをいう。
- 2 いべんとほーるを正午から午後1時まで（午前・午後又は全日の利用をする場合を除く。）又は午後5時から午後6時まで（午後・夜間又は全日の利用をする場合を除く。）の間に利用する場合の延長利用料の額は、午前又は午後の利用料の額を勘案して次のとおりとする。

区 分	金 額
正午から午後1時までの間に利用するとき	1時間当たりの午前の利用料の額の100分の120に相当する額
午後5時から午後6時までの間に利用するとき	1時間当たりの午後の利用料の額の100分の120に相当する額

- 3 いべんとほーるを利用する場合において、冷房又は暖房を利用したときは、この表に定める利用料の額又は延長利用料の額に、それぞれの区分に定める利用料の額の2割に相当する額（延長利用料にあつては、当該延長利用料の額の2割に相当する額）を加算するものとする。

(3) 設備使用料

区 分 設 備 名	金 額
ピアノ	1台1時間につき 400円
マイク	1本1時間につき 100円
LDプレイヤー	1台1時間につき 250円
CDラジカセ	1台1時間につき 250円

DVDデッキ	1台1時間につき	250円
CD/MDデッキ	1台1時間につき	250円
持ち込み電源	1キロワット1時間につき	50円
パソコンプロジェクター	1台1時間につき	450円
動画制作・Web配信用機器一式(4Kカメラ、360度カメラ、ライブプロダクションスイッチャー、ハブ・ケーブル類)	1セット1回につき	1,890円

2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 令和6年3月28日
- (2) 適用開始年月日 令和6年4月1日

鳥取県告示第283号

鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例(平成9年鳥取県条例第16号)第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立米子コンベンションセンターの利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和元年鳥取県告示第323号(鳥取県立米子コンベンションセンターの利用料金について)は、令和6年3月31日限り廃止する。

令和6年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

- (1) 施設利用料
  - ア 会議等に利用する場合の多目的ホール利用料
    - (ア) 基本利用料

区分	入場料の最高金額	午前区分 午前9時から 正午まで	午後区分 午後1時から 午後5時まで	夜間区分 午後6時から 午後10時まで	全日区分 午前9時から 午後10時まで
平日	1,000円以下	34,210円	68,430円	85,540円	171,090円
	1,001円以上3,000円以下	44,480円	88,960円	111,200円	222,420円
	3,001円以上5,000円以下	54,740円	109,490円	136,870円	273,750円
	5,001円以上	68,430円	136,870円	171,090円	342,190円
休日	1,000円以下	41,050円	82,120円	102,650円	205,310円
	1,001円以上3,000円以下	53,370円	106,750円	133,440円	266,900円
	3,001円以上5,000円以下	65,690円	131,390円	164,240円	328,500円
	5,001円以上	82,120円	164,240円	205,310円	410,620円

備考

- 1 この表は、会議、講演、式典、集会、音楽、演劇、演芸、映画その他これらに類するものに利用する場合に適用するものとする。
- 2 この表において「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに日曜日及び土曜日をいう。
- 3 この表において「入場料」とは、入場者から入場の対価として徴収されるものをいう。
- 4 2分の1面を利用する場合の利用料の額は、この表に定める利用料の額の2分の1に相当する額とする。この場合において、当該利用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 5 持込電気機器により電気を使用したときは、この表に定める利用料の額に(2)のアの表に定める電気利用料を加算するものとする。
- 6 冷房又は暖房を利用したときの冷暖房料金は、この表に定める利用料の額に含まれているものと

する。

(イ) 延長利用料及び時間外利用料

区分	入場料の最高金額	延長利用料 正午から午後1時まで	延長利用料 午後5時から午後6時まで	時間外利用料 午前5時から午前9時まで (1時間当たり)	時間外利用料 午前0時から午前5時まで 及び午後10時から午後12時まで (1時間当たり)
平日	1,000円以下	11,390円	17,100円	13,680円	25,650円
	1,001円以上3,000円以下	14,820円	22,240円	17,780円	33,350円
	3,001円以上5,000円以下	18,240円	27,370円	21,890円	41,050円
	5,001円以上	22,800円	34,210円	27,360円	51,320円
休日	1,000円以下	13,680円	20,520円	16,410円	30,780円
	1,001円以上3,000円以下	17,780円	26,680円	21,340円	40,020円
	3,001円以上5,000円以下	21,890円	32,840円	26,270円	49,260円
	5,001円以上	27,370円	41,050円	32,840円	61,580円

備考

- この表は、会議、講演、式典、集会、音楽、演劇、演芸、映画その他これらに類するものに利用する場合に適用するものとする。
- この表において「平日」及び「休日」並びに「入場料」とは、それぞれ(ア)の表備考第2号及び第3号に規定する平日及び休日並びに入場料をいう。
- 2分の1面を利用する場合の利用料の額は、この表に定める利用料の額の2分の1に相当する額とする。この場合において、当該利用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 持込電気機器により電気を使用したときは、この表に定める利用料の額に(2)のアの表に定める電気利用料を加算するものとする。
- 冷房又は暖房を利用したときの冷暖房料金は、この表に定める利用料の額に含まれているものとする。

イ 見本市等に利用する場合の多目的ホール利用料

区分		単 位	基本利用料	時間外利用料 午後10時から午前9時まで	
平日	営利	1時間につき	28,390円	34,060円	
	非営利	入場料3,000円以下	1時間につき	14,190円	17,030円
		入場料3,001円以上	1時間につき	21,310円	25,580円
休日	営利	1時間につき	34,150円	40,980円	
	非営利	入場料3,000円以下	1時間につき	17,070円	20,490円
		入場料3,001円以上	1時間につき	25,610円	30,730円

備考

- この表は、見本市、展示会、品評会、展覧会、競技会、スポーツその他これらに類するものに利用する場合に適用するものとする。
- この表において「営利」とは、物品の販売等の営業行為、商業宣伝となる物品の展示及び商業行為として行う興業等をいう。
- この表において「平日」及び「休日」並びに「入場料」とは、それぞれ(ア)の表備考第2号及び第3号に規定する平日及び休日並びに入場料をいう。

- 4 利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 5 2分の1面を利用する場合の利用料の額は、この表に定める利用料の額の2分の1に相当する額とする。この場合において、当該利用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 6 持込電気機器により電気を使用したときは、この表に定める利用料の額に(2)のアの表に定める電気利用料を加算するものとする。
- 7 冷房又は暖房を利用したときは、この表に定める利用料の額に(2)のイの表に定める冷暖房料金の額を加算するものとする。
- 8 午後10時から翌日午前9時までの間に利用する場合の利用料の額は、この表に定める時間外利用料の額とする。

ウ 小ホール利用料

(ア) 基本利用料

区分	入場料の最高金額	午前区分 午前9時から 正午まで	午後区分 午後1時から 午後5時まで	夜間区分 午後6時から 午後10時まで	全日区分 午前9時から 午後10時まで
平日	1,000円以下	5,120円	10,240円	12,800円	25,610円
	1,001円以上3,000円以下	6,650円	13,310円	16,640円	33,290円
	3,001円以上5,000円以下	8,190円	16,380円	20,490円	40,980円
	5,001円以上	10,240円	20,490円	25,610円	51,220円
休日	1,000円以下	6,130円	12,280円	15,360円	30,730円
	1,001円以上3,000円以下	7,980円	15,970円	19,960円	39,940円
	3,001円以上5,000円以下	9,820円	19,660円	24,580円	49,170円
	5,001円以上	12,280円	24,580円	30,730円	61,470円

備考

- 1 この表において「平日」及び「休日」並びに「入場料」とは、それぞれ(1)のアの(ア)の表備考第2号及び第3号に規定する平日及び休日並びに入場料をいう。
- 2 持込電気機器により電気を使用したときは、この表に定める利用料の額に(2)のアの表に定める電気利用料を加算するものとする。
- 3 冷房又は暖房を利用したときの冷暖房料金は、この表に定める利用料の額に含まれているものとする。

(イ) 延長利用料及び時間外利用料

区分	入場料の最高金額	延長利用料 正午から午後 1時まで	延長利用料 午後5時から 午後6時まで	時間外利用料 午前5時から 午前9時まで (1時間当たり)	時間外利用料 午前0時から 午前5時まで 及び午後10時 から午後12時 まで(1時間 当たり)
平日	1,000円以下	1,700円	2,550円	2,040円	3,830円
	1,001円以上3,000円以下	2,210円	3,320円	2,650円	4,980円
	3,001円以上5,000円以下	2,720円	4,090円	3,260円	6,130円
	5,001円以上	3,410円	5,120円	4,090円	7,670円
休日	1,000円以下	2,040円	3,060円	2,450円	4,600円
	1,001円以上3,000円以下	2,660円	3,990円	3,180円	5,980円

	3,001円以上5,000円以下	3,260円	4,910円	3,920円	7,370円
	5,001円以上	4,090円	6,130円	4,910円	9,210円

備考

- この表において「平日」及び「休日」並びに「入場料」とは、それぞれ(1)のアの(ア)の表備考第2号及び第3号に規定する平日及び休日並びに入場料をいう。
- 持込電気機器により電気を使用したときは、この表に定める利用料の額に(2)のアの表に定める電気利用料を加算するものとする。
- 冷房又は暖房を利用したときの冷暖房料金は、この表に定める利用料の額に含まれているものとする。

エ 楽屋等利用料

(ア) 基本利用料

区 分	午前区分	午後区分	夜間区分	全日区分
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
第1楽屋	280円	560円	700円	1,410円
第2楽屋	300円	610円	770円	1,560円
第3楽屋	610円	1,240円	1,560円	3,130円
第4楽屋	1,130円	2,260円	2,820円	5,660円
第5楽屋	280円	560円	700円	1,410円
第6楽屋	250円	500円	620円	1,260円
第7楽屋	390円	790円	1,000円	2,010円
第8楽屋	530円	1,060円	1,340円	2,680円
楽屋事務室	250円	500円	620円	1,260円
リハーサル室	770円	1,550円	1,930円	3,870円
多目的ホールホワイエ (単独使用の場合)	8,540円	17,100円	21,380円	42,770円

備考

- 持込電気機器により電気を使用したときは、この表に定める利用料の額に(2)のアの表に定める電気利用料を加算するものとする。
- 冷房又は暖房を利用したときの冷暖房料金はこの表に定める利用料の額に含まれているものとする。

(イ) 延長利用料及び時間外利用料

区 分	延長利用料	延長利用料	時間外利用料	時間外利用料
	正午から午後1時まで	午後5時から午後6時まで	午前5時から午前9時まで(1時間当たり)	午前0時から午前5時まで及び午後10時から午後12時まで(1時間当たり)
第1楽屋	90円	130円	100円	200円
第2楽屋	90円	140円	110円	230円
第3楽屋	190円	300円	240円	460円
第4楽屋	370円	560円	450円	840円
第5楽屋	90円	130円	100円	200円
第6楽屋	80円	120円	90円	180円



第7楽屋	120円	190円	150円	290円
第8楽屋	170円	260円	200円	390円
楽屋事務室	80円	120円	90円	180円
リハーサル室	250円	380円	300円	570円
多目的ホールホワイエ (単独使用の場合)	2,840円	4,270円	3,410円	6,410円

備考

- 1 持込電気機器により電気を使用したときは、この表に定める利用料の額に(2)のアの表に定める電気利用料を加算するものとする。
- 2 冷房又は暖房を利用したときの冷暖房料金は、この表に定める利用料の額に含まれているものとする。

オ 会議室等利用料

(ア) 基本利用料

区 分		午前区分	午後区分	夜間区分	全日区分
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
第1会議室		2,860円	3,810円	3,810円	10,480円
第2会議室	全室利用	4,430円	5,900円	5,900円	16,230円
	2分の1室利用	2,130円	2,840円	2,840円	7,810円
第3会議室		4,270円	5,690円	5,690円	15,650円
第4会議室	全室利用	4,430円	5,900円	5,900円	16,230円
	2分の1室利用	2,130円	2,840円	2,840円	7,810円
第5会議室	全室利用	4,430円	5,900円	5,900円	16,230円
	2分の1室利用	2,130円	2,840円	2,840円	7,810円
第6会議室		4,270円	5,690円	5,690円	15,650円
第7会議室	全室利用	6,780円	9,050円	9,050円	24,880円
	3分の1室利用	2,130円	2,840円	2,840円	7,810円
	3分の2室利用	4,430円	5,900円	5,900円	16,230円
第8会議室		6,780円	9,050円	9,050円	24,880円
情報プラザ	全室利用	6,280円	8,380円	8,380円	23,040円
	2分の1室利用	3,140円	4,190円	4,190円	11,520円

備考

- 1 持込電気機器により電気を使用したときの電気利用料及び常設されているホワイトボードの利用料は無料とする。
- 2 冷房又は暖房を利用したときの冷暖房料金は、この表の定める利用料の額に含まれているものとする。

(イ) 延長利用料及び時間外利用料

区 分	延長利用料 正午から午後 1時まで	延長利用料 午後5時から 午後6時まで	時間外利用料 午前5時から 午前9時まで (1時間当 たり)	時間外利用料 午前0時から 午前5時まで 及び午後10時 から午後12時 まで(1時間当 たり)

第1会議室		950円	950円	1,100円	1,100円
第2会議室	全室利用	1,470円	1,470円	1,690円	1,690円
	2分の1室利用	710円	710円	810円	810円
第3会議室		1,420円	1,420円	1,630円	1,630円
第4会議室	全室利用	1,470円	1,470円	1,690円	1,690円
	2分の1室利用	710円	710円	810円	810円
第5会議室	全室利用	1,470円	1,470円	1,690円	1,690円
	2分の1室利用	710円	710円	810円	810円
第6会議室		1,420円	1,420円	1,630円	1,630円
第7会議室	全室利用	2,260円	2,260円	2,590円	2,590円
	3分の1室利用	710円	710円	810円	810円
	3分の2室利用	1,470円	1,470円	1,690円	1,690円
第8会議室		2,260円	2,260円	2,590円	2,590円
情報プラザ	全室利用	2,090円	2,090円	2,510円	2,510円
	2分の1室利用	1,040円	1,040円	1,250円	1,250円

備考

- 1 持込電気機器により電気を使用したときの電気利用料及び常設されているホワイトボードの利用料は無料とする。
- 2 冷房又は暖房を利用したときの冷暖房料金は、この表の定める利用料の額に含まれているものとする。

カ 準備・練習・リハーサル料金

区分	午前区分	午後区分	夜間区分	全日区分
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
多目的ホール(アの(ア)の表を適用する場合)を準備若しくは練習又はリハーサルで利用する場合	17,100円	34,210円	42,770円	85,540円
小ホールを準備若しくは練習又はリハーサルで利用する場合	2,550円	5,120円	6,400円	12,800円

備考

- 1 延長利用料及び時間外利用料については、多目的ホールを利用する場合にあってはアの(イ)の表、小ホールを利用する場合にあってはウの(イ)の表を適用する。
  - 2 この表は、鳥取県米子コンベンションセンターにおいて本番を開催する催事に限り適用する。
- (2) 電気等利用料

ア 電気利用料

利用施設		利用料	
多目的ホール	使用電力量を電力量計で測定した場合	1キロワット1時間につき	40円
	その他の場合	1キロワット1回につき	200円
小ホール、第1楽屋から第8楽屋までの各楽屋、楽屋事務室、リハーサル室、多目的ホールホワイエ(単独使用の場合)		1キロワット1回につき	200円

備考

- 1 この表において「1回」とは、午前(午前9時から正午まで)、午後(午後1時から午後5時まで)又は夜間(午後6時から午後10時まで)をそれぞれ1回として計算する。
- 2 見本市等で多目的ホールを利用する場合は5時間までの利用のときは1回、5時間を超える利用の

ときは当該5時間を超える利用時間については4時間ごとに1回として計算する。なお、それぞれ5時間又は4時間に満たないときは、それぞれ1回として計算する。

3 利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

イ 冷暖房利用料

利用施設	区分	利用料
見本市等の多目的ホール利用	冷房料	1時間につき 13,820円
	暖房料	1時間につき 12,360円

備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

(3) サービスプラン等利用料

名称	申込期間	利用料	備考
小ホール練習プラン	利用日の1月前から7日前まで	2,200円 (1区分3時間) 冷暖房料 2,200円(1時間)	舞台上のみの貸出とする。 照明は作業灯のみとする。 備品の貸出は行わない。 技術スタッフの立ち会いは行わない。 減免制度との併用は行わない。
小ホールピアノセットプラン	利用日の1月前から7日前まで	5,500円 (1区分3時間) 冷暖房料 2,200円(1時間)	舞台上のみの貸出とする。 照明は作業灯のみとする。 備品の貸出は行わない。 技術スタッフの立ち会いは行わない。 減免制度との併用は行わない。 スタインウェイピアノ利用料を含む。
テクニカルスタッフ増員サービス	利用日の3週間前まで	27,500円 (1名につき・全日)	規定の技術職員数(多目的ホール4名、小ホール2名、国際会議室2名)を増員する。
国際会議室らく得パック	利用日の3週間前まで	31,420円から (1設営・撤収)	国際会議室のレイアウト設営及び撤去を内容とし、国際会議室備品集計表記載の備品のみ対応する。 開館時間外利用の場合は料金の欄に定める額の10分の12の額とする。
インターネット専有回線・館内LAN配線サービス	利用日の3週間前まで	設定料 18,480円(1催事)	配線のみ。PCの設置は行わない。
多目的ホールらく得展示パック	利用日の3週間前まで	52,380円(全面) 26,190円(半面)	舞台床面の養生シートの設営及び撤去並びに床面の目張り及び撤去を内容とする。 小口のごみの処理料を含み、当該処理料は、ごみ袋10袋までの料金とする。 清掃料を含む。
看板作成サービス	利用日の1週間前まで	5,230円(1枚)	会議室用 横看板(3~4m×0.6m)
		3,130円(1枚)	会議室用 垂幕(1.7m×0.42~0.6m)
		1,030円(1枚)	会議室用 会場前看板(0.8m×0.42m)
ゴミ処理サービス	当日	620円(1枚)	ゴミ袋(45リットル)
ピアノ調律サービス	利用日の3週間前まで	22,380円	一般(立ち会いは別途5,500円)
		17,280円	ピアノ発表会(立ち会いは別途5,500円)

		15,230円	リハーサル室用
大会運営用品貸出サービス	利用日の1週間前まで	1,000円	白布
		450円	ビニールクロス
		31,000円	ノートパソコン (Word、Excel、PowerPoint、Zoom)
		3,700円	トランシーバー (アダプター・イヤホン・ベルトクリップ付き)
		7,300円	計時回線
		4,000円	映像モニター
		3,000円	上記用分配器・ケーブル等一式
WEB会議支援プラン	利用日の2週間前まで	127,000円 (1日目) 105,000円 (2日目以降)	ミーティングアカウント管理 (Zoom)、オペレーター手配 (2名)、使用機材手配、専有回線手配 小ホール、国際会議室、会議室の利用者を対象とする。 1日当たり1会場のみ ミーティングアカウントは100名未満 カメラ2台 (演者・全景)
ワイヤレスプレゼンテーションツールプラン	利用日の2週間前まで	19,000円 (1日当たり)	液晶プロジェクター1台 モバイルスクリーン1台 ワイヤレスシステム1台 (本体及び無線端末3台) 小ホール、国際会議室、会議室の利用者を対象とする。 プロジェクターにPCを最大3台 (HDMI2台、USB-C1台) まで接続可能 無線端末はHDMI対応のもの2台とUSB-C対応のもの1台
その他	当日	10円 (1枚)	白黒コピー
		50円 (1枚)	カラーコピー
		20円 (1枚)	FAX (送信料)

(4) 設備利用料

区 分		利 用 料	
舞台設備	音響反射板	1基1回につき	5,760円
	紗幕 (白・グレー・黒)	1枚1回につき	1,170円
	ジョーゼット幕	一式1回につき	2,340円
	大黒幕 (小ホール仮設)	1枚1回につき	1,170円
	舞台所作台	一式1回につき	7,570円
	平台	1台1回につき	200円
	プログラムスタンド (T型・衝立型)	1台1回につき	200円
	金屏風	1枚1回につき	790円
	緋毛せん (赤ネル地)	1枚1回につき	310円
	長座布団	1枚1回につき	200円

	高座用座布団	1枚1回につき	100円
	地絨(長・短)	1枚1回につき	1,590円
	上敷ござ(長・中・短)	1枚1回につき	310円
	雪かご	1台1回につき	310円
	バレエ用シート	1枚1回につき	950円
	P A卓	1台1回につき	520円
	星球	一式1回につき	1,050円
	演台(大)	1台1回につき	630円
	演台(小)	1台1回につき	410円
	司会台(大)	1台1回につき	410円
	司会台(小)	1台1回につき	200円
	ポータブルステージ	1台1回につき	520円
	指揮者台	1台1回につき	100円
	譜面台(指揮者用)	1台1回につき	100円
	譜面台(楽団員用)	1台1回につき	100円
	チェロ台	1台1回につき	200円
	コントラバス用椅子	1台1回につき	100円
	国旗・県旗(パネル)	1枚1回につき	260円
照明設備	ローアホリゾンライト	一式1回につき	1,380円
	L E Dローアホリゾンライト(多目的ホール)	一式1回につき	1,380円
	L E Dローアホリゾンライト(小ホール)	一式1回につき	1,170円
	ボーダーライト	1列1回につき	1,170円
	サスペンションスポットライト(多目的ホール)	1列1回につき	840円
	サスペンションスポットライト(小ホール)	1列1回につき	410円
	フロントサイドスポットライト	1列1回につき	410円
	センターピンスポットライト	1台1回につき	1,170円
	中アッパースポットライト	1列1回につき	1,700円
	L E D中アッパースポットライト	1列1回につき	1,700円
	アッパーホリゾンライト	1列1回につき	2,770円
	客席サスペンションスポットライト	1列1回につき	840円
	プロセニウムスポットライト	1列1回につき	1,050円
	投光ギャラリースポットライト	一式1回につき	410円
	第1シーリングスポットライト	1列1回につき	1,380円
	第2シーリングスポットライト	1列1回につき	1,380円
	クセノンピンスポットライト2キロワット	1台1回につき	2,120円
	天井反射板ライト	一式1回につき	2,660円
	調光操作装置	一式1回につき	3,720円
	移動用調光卓	一式1回につき	1,050円
音響設備 機器	拡声装置(多目的ホール用)	一式1回につき	3,720円
	拡声装置	一式1回につき	2,770円
	簡易操作卓	1卓1回につき	1,270円
	移動型ミキサー	一式1回につき	2,450円
	8 c h ミキサー	1台1回につき	1,270円
	6 c h ミキサー	1台1回につき	1,050円

	CDプレーヤー	1台1回につき	1,050円
	CD・MDラジカセ	1台1回につき	1,050円
	CDレコーダー	1台1回につき	1,040円
	ソリッドステートレコーダー	1台1回につき	1,040円
	ハードディスクレコーディングシステム	一式1回につき	1,040円
	ハネ返りスピーカー	1台1回につき	1,380円
	ハネ返りスピーカー (スタンド付)	1台1回につき	1,380円
	パワードスピーカー	一式1回につき	1,380円
	サイドスピーカー	1台1回につき	1,380円
	スピーカーセット (アンプ)	一式1回につき	1,880円
	三点吊りマイク装置	1本1回につき	1,050円
	マイク (コンデンサ型)	1本1回につき	950円
	マイク (バウンダリー型)	1本1回につき	950円
	マイク (ダイナミック型)	1本1回につき	740円
	マイク (リボン型)	1本1回につき	840円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1本1回につき	1,170円
	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	1本1回につき	1,270円
	マイク (ワイヤレス・ヘッドセット型)	1本1回につき	1,270円
	マイクスタンド (床上型)	1本1回につき	200円
	マイクスタンド (ブーム型)	1本1回につき	200円
	マイクスタンド (卓上型)	1本1回につき	200円
	マイク (演台用)	1本1回につき	950円
	集音用マイク	1本1回につき	950円
	32chマルチリール・ボックス	一式1回につき	830円
	16chマルチリール・ボックス	一式1回につき	410円
	8chマルチリール・ボックス	一式1回につき	200円
	ダイレクトボックス	1台1回につき	410円
映像機器	液晶プロジェクター (大型)	1台1回につき	10,470円
	液晶プロジェクター (リア型)	1台1回につき	3,140円
	液晶プロジェクター (中型)	1台1回につき	3,130円
	液晶プロジェクター (可搬型)	1台1回につき	1,910円
	BD・DVDプレーヤー	1台1回につき	1,040円
	BD・HDDレコーダー	1台1回につき	1,040円
	ミニDVカメラレコーダー	1台1回につき	940円
	シームレススイッチャー	1台1回につき	1,050円
	動画制作・Web配信用機器 (4Kビデオカメラ、360度カメラ、ライブプロダクションスイッチャー、ハブ、ケーブル類)	一式1回につき	1,890円
楽器類	ピアノ (スタインウェイ)	1台1回につき	10,670円
	ピアノ (ヤマハCFⅢ-S)	1台1回につき	5,550円
	ピアノ (ヤマハS4)	1台1回につき	2,090円
移動用効果用照明	スポットライト500ワット	1台1回につき	200円
	スポットライト1キロワット	1台1回につき	310円
	ETCソースフォー575ワット	1台1回につき	310円

	LEDスポットライト	1台1回につき	310円
	1キロワットエフェクトスポットライト	1台1回につき	410円
	ピンスポットライト（ハロゲン1キロワット）	1台1回につき	1,170円
	ピンスポットライト（LED1キロワット相当）	1台1回につき	1,170円
	ストリップライト100ワット、12灯用	1台1回につき	310円
	ストリップライト100ワット、6灯用	1台1回につき	200円
	波マシン	1台1回につき	950円
	ファイヤーエフェクトマシン	1台1回につき	950円
	オーロラマシン	1台1回につき	950円
	ストロボスコープ	1台1回につき	950円
	ミラーボール（φ600）	1台1回につき	840円
	ミラーボール（φ300、φ240×400）	1台1回につき	580円
	ドライアイスマシン	1台1回につき	950円
	スモークマシン	1台1回につき	950円
その他	スクリーン（60インチ、可搬型）	1画1回につき	410円
	OHP・映写機用スクリーン	1台1回につき	410円
	モバイルスクリーン	1台1回につき	410円
	賞状盆	1個1回につき	100円
	サインスタンド（A4横）	1台1回につき	100円
	サインスタンド（A3横）	1台1回につき	100円
	サインスタンド（有効面：W575H900）	1台1回につき	200円
	ホワイトボード	1台1回につき	150円
	PHS（館内専用）	1台1回につき	260円
	インフォメーションカウンター	1台1回につき	1,040円
	高所作業台	1台1回につき	1,040円
	液晶テレビ（52型）	1台1回につき	410円
	パネル（W900H1800）（営利目的利用の場合に限る。）	1枚1回につき	100円
	折りたたみ椅子	1脚1回につき	100円
	会議用テーブル（大）	1台1回につき	100円
	会議用テーブル（中）	1台1回につき	100円
	入浴設備	1室1回につき	1,170円
	アジャスターボール（2本8組）	1組1回につき	100円
	情報プラザレールライト	1系統1回につき	410円
	情報プラザ追加スポットライト	1台1回につき	100円

## 備考

- この表において「1回」とは、午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後5時まで）又は夜間（午後6時から午後10時まで）をそれぞれ1回として計算する。
- 見本市等で多目的ホールを利用する場合は5時間までの利用のときは1回、5時間を超える利用のときは当該5時間を超える利用時間については4時間ごとに1回として計算する。なお、それぞれ5時間又は4時間に満たないときは、それぞれ1回として計算する。

## 2 承認年月日等

- 承認年月日 令和6年3月28日
- 適用開始年月日 令和6年4月1日

**鳥取県告示第284号**

鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例（平成12年鳥取県条例第5号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立倉吉未来中心の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年鳥取県告示第622号（鳥取県立倉吉未来中心の利用料金について）は、令和6年3月31日限り廃止する。

令和6年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 施設利用料

ア 大ホール利用料

区分	入場料等の最高金額	午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分 まで	午前9時から 午後9時30分 まで
平日	1,000円以下	25,610円	51,220円	56,020円	122,220円
	1,001円以上3,000円以下	33,290円	66,590円	72,830円	158,890円
	3,001円以上5,000円以下	40,980円	81,860円	89,640円	195,570円
	5,001円以上	51,220円	102,450円	112,060円	244,470円
休日	1,000円以下	30,730円	61,470円	67,230円	146,670円
	1,001円以上3,000円以下	39,950円	79,910円	87,400円	190,670円
	3,001円以上5,000円以下	49,170円	98,350円	107,570円	234,680円
	5,001円以上	61,470円	122,940円	134,470円	293,360円

備考

- この表において「入場料等」とは、入場料、会費、受験料、参加料その他名称のいかんを問わず入場者から入場の対価として徴収されるもの及び施設を利用して行われる催し、会議等を映像、音声等により配信する場合において当該映像、音声等を視聴する者からその対価として徴収されるものをいう。
- この表において「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに日曜日及び土曜日をいう。
- 午前に準備又は稽古のため利用し、引き続き午後及び夜間に本番のため利用する場合は、全日の利用料の額の10分の9の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）を徴収する。
- 1階部分のみを利用する場合の利用料の額は、この表に定める利用料の額の5分の3の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。
- 大ホールを4月又は5月の金曜日を除く平日に利用する場合の利用料の額は、この表に定める利用料の額の5分の4の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。
- 鳥取県内の利用者が、文化芸術活動目的に限り、大ホール利用日前の2月以内の日に大ホール舞台上のみを練習利用する場合の利用料の額は、この表に定める利用料の額の4分の1の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。

イ 小ホール利用料

区分	入場料等の最高金額	午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分 まで	午前9時から 午後9時30分 まで
平日	1,000円以下	5,120円	10,240円	11,200円	24,430円
	1,001円以上3,000円以下	6,650円	13,310円	14,560円	31,750円
	3,001円以上5,000円以下	8,190円	16,380円	17,920円	39,090円



	5,001円以上	10,240円	20,490円	22,400円	48,870円
休日	1,000円以下	6,130円	12,280円	13,440円	29,300円
	1,001円以上3,000円以下	7,980円	15,970円	17,460円	38,090円
	3,001円以上5,000円以下	9,820円	19,660円	21,500円	46,900円
	5,001円以上	12,280円	24,580円	26,880円	58,640円

備考

- この表において「入場料等」とは、入場料、会費、受験料、参加料その他名称のいかんを問わず入場者から入場の対価として徴収されるもの及び施設を利用して行われる催し、会議等を映像、音声等により配信する場合において当該映像、音声等を視聴する者からその対価として徴収されるものをいう。
- この表において「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに日曜日及び土曜日をいう。
- 午前に準備又は稽古のため利用し、引き続き午後及び夜間に本番のため利用する場合は、全日の利用料の額の10分の9の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）を徴収する。

ウ ホールを専ら練習又は準備のために利用する場合には、施設利用料を次のとおりとする。

区分	午 前	午 後	夜 間	全 日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
大ホール	12,800円	25,610円	28,000円	61,090円
小ホール	2,560円	5,120円	5,600円	12,210円

エ 楽屋・楽屋事務室、スタッフルーム、リハーサル室及び練習室利用料

区分	午 前	午 後	夜 間	全 日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
第1楽屋	300円	610円	670円	1,450円
第2楽屋	290円	580円	640円	1,380円
第3楽屋	280円	560円	610円	1,330円
第4楽屋	560円	1,130円	1,230円	2,680円
第5楽屋	600円	1,210円	1,330円	2,880円
第6楽屋	590円	1,190円	1,290円	2,820円
第7楽屋	880円	1,760円	1,920円	4,190円
第8楽屋	220円	440円	480円	1,040円
第9楽屋	570円	1,160円	1,260円	2,750円
第10楽屋	570円	1,160円	1,260円	2,750円
楽屋事務室	220円	440円	480円	1,040円
スタッフルーム	320円	640円	700円	1,520円
リハーサル室	2,100円	4,210円	4,590円	10,020円
練習室1	640円	1,300円	1,420円	3,090円
練習室2	1,210円	2,440円	2,660円	5,800円

オ セミナールーム利用料

区 分	午 前	午 後	夜 間	全 日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
セミナールーム1	3,560円	4,750円	4,150円	12,460円

セミナールーム 2		1,940円	2,590円	2,270円	6,800円
セミナールーム 3	全室	8,410円	11,220円	9,810円	29,440円
	2分の1室 (A)	4,190円	5,580円	4,880円	14,650円
	2分の1室 (B)	4,190円	5,580円	4,880円	14,650円
セミナールーム 4		1,610円	2,150円	1,880円	5,640円
セミナールーム 5		1,810円	2,420円	2,110円	6,340円
セミナールーム 6		1,610円	2,150円	1,880円	5,640円
セミナールーム 7		2,170円	2,900円	2,540円	7,610円
セミナールーム 8		2,530円	3,370円	2,950円	8,850円
セミナールーム 9	全室	2,320円	3,090円	2,710円	8,120円
	8畳(A)	950円	1,260円	1,100円	3,310円
	6畳(B)	680円	910円	800円	2,390円
	6畳(C)	680円	910円	800円	2,390円

カ アトリウム利用料

区 分	午 前	午 後	夜 間	全 日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
アトリウム (50平方メートルにつき)	330円	440円	380円	1,150円

キ 大ホール2階ホワイエ利用料

区 分	午 前	午 後	夜 間	全 日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
ホワイエ	1,840円	2,460円	2,150円	6,450円

備考 利用範囲は2階ホワイエのみとする。

ク 団体事務局サロン利用料

区 分	利用料
団体事務局サロン (1月1平方メートルにつき)	1,390円

備考

- 1 利用期間が1月未満であるとき、又は利用期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。
- 2 利用面積が1平方メートル未満であるとき、又は利用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 3 利用料には、電気、水道及び清掃に係る料金を含まないものとし、別途定額を徴収する。

ケ 営利目的で利用できる施設とその施設利用料

区 分	午 前	午 後	夜 間	全 日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
小ホール (平土間)	15,030円	30,060円	32,880円	71,730円
リハーサル室	9,770円	13,020円	11,390円	34,180円
セミナールーム 1	7,120円	9,500円	8,300円	24,920円
セミナールーム 2	3,880円	5,180円	4,540円	13,600円

セミナールーム3	全室	16,820円	22,440円	19,620円	58,880円
	2分の1室(A)	8,380円	11,160円	9,760円	29,300円
	2分の1室(B)	8,380円	11,160円	9,760円	29,300円
セミナールーム4		3,220円	4,300円	3,760円	11,280円
セミナールーム5		3,620円	4,840円	4,220円	12,680円
セミナールーム6		3,220円	4,300円	3,760円	11,280円
セミナールーム7		4,340円	5,800円	5,080円	15,220円
セミナールーム8		5,060円	6,740円	5,900円	17,700円
セミナールーム9	全室	4,640円	6,180円	5,420円	16,240円
	8畳(A)	1,900円	2,520円	2,200円	6,620円
	6畳(B)	1,360円	1,820円	1,600円	4,780円
	6畳(C)	1,360円	1,820円	1,600円	4,780円
アトリウム (50平方メートルにつき)		1,650円	2,200円	1,900円	5,750円

コ 延長・時間外利用料

(ア) 大ホール（2階ホワイエの単独利用を除く。）、小ホール、楽屋・楽屋事務室、スタッフルーム、リハーサル室、練習室の延長・時間外利用料

区 分	利用料（1時間当たり）
午前8時から午前9時まで及び正午から午後1時まで	午前の利用料÷3×1.2（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）
午後5時から午後6時まで	午後の利用料÷4×1.2（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）
午前0時から午前8時まで及び午後9時30分から午後12時まで	夜間の利用料÷3.5×1.2（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）

備考

- 1 利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 2 午前（午前9時から正午まで）から引き続き午後（午後1時から午後5時まで）において利用する場合における正午から午後1時までの間の利用に係る延長利用料及び午後（午後1時から午後5時まで）から引き続き夜間（午後6時から午後9時30分まで）において利用する場合における午後5時から午後6時までの間の利用に係る延長利用料は、徴収しない。
- 3 ホールを専ら練習又は準備のために利用する場合は、（1）ア及びイに定める利用料を午前の利用料、午後の利用料及び夜間の利用料とみなして、延長・時間外利用料を計算する。

(イ) セミナールーム、アトリウム、大ホール2階ホワイエの延長・時間外利用料

区 分	利用料（1時間当たり）
午前8時から午前9時まで	午前の利用料÷3×1.2（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）
正午から午後1時まで	午前の利用料÷3（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）
午後5時から午後6時まで	午後の利用料÷4（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）
午前0時から午前8時まで及び午後9時30分から	夜間の利用料÷3.5×1.2（10円未満の端数は切り

午後12時まで	捨てるものとする。)
---------	------------

備考

- 1 利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 2 午前（午前9時から正午まで）から引き続き午後（午後1時から午後5時まで）において利用する場合における正午から午後1時までの間の利用に係る延長利用料及び午後（午後1時から午後5時まで）から引き続き夜間（午後6時から午後9時30分まで）において利用する場合における午後5時から午後6時までの間の利用に係る延長利用料は、徴収しない。

(2) 設備利用料

ア 大ホール

区 分		利 用 料	
種 別	設 備 名		
舞台設備	小せり	1基1回につき	1,170円
	音響反射板	1基1回につき	5,760円
	オーケストラピット	1基1回につき	6,290円
	紗幕（白、グレー、黒）	1枚1回につき	1,170円
	紅白幕（天竺幕）	1枚1回につき	1,050円
	浅葱幕（天竺幕）	1枚1回につき	1,170円
	舞台所作台	1セット1回につき	7,570円
	花道所作台（下手花道用）	1セット1回につき	1,810円
	松竹羽目	1セット1回につき	2,660円
	毛せん	1枚1回につき	310円
	長座布団	1枚1回につき	200円
	平台	1台1回につき	200円
	上敷ござ	1枚1回につき	310円
	金屏風	1双1回につき	1,590円
	地かすり（グレー、黒）	1枚1回につき	1,590円
	鳥屋囲（下手花道用）	1セット1回につき	1,050円
	バレエ用シート	1枚1回につき	950円
	雪かご	1台1回につき	310円
	開き足	1脚1回につき	100円
	演台（大）	1卓1回につき	630円
演台（小）（司会台兼用）	1卓1回につき	410円	
指揮者台	1台1回につき	200円	
譜面台（指揮者用）	1台1回につき	100円	
譜面台（楽団員用）	1台1回につき	100円	
楽器	ピアノ（スタインウェイ）	1台1回につき	10,670円
	ピアノ（ベーゼンドルファー）	1台1回につき	10,670円
	バスドラム	1台1回につき	620円
	ティンパニー	1セット1回につき	3,140円
	マリンバ	1台1回につき	1,150円
照明設備	LEDローアールライト	1セット1回につき	1,380円
	LEDボーダーライト	1列1回につき	1,170円
	サスペンションスポットライト	1列1回につき	840円

	LED中アッパー水平ライト	1セット1回につき	1,700円
	アッパー水平ライト	1セット1回につき	2,770円
	客席サスペンションスポットライト	1列1回につき	840円
	トーマタルスポットライト	1セット1回につき	310円
	フロントサイドスポットライト	1列1回につき	840円
	第1シーリングスポットライト	1列1回につき	1,380円
	第2シーリングスポットライト	1列1回につき	1,380円
	天井反射板ライト (90灯)	1セット1回につき	2,660円
	ムービングライト	1台1回につき	1,590円
	コンダクタースポットライト	1台1回につき	310円
	クセノンピンスポットライト (3キロワット)	1台1回につき	2,660円
	調光操作卓	1セット1回につき	3,720円
移動用効果器具・効果用照明器具	フットライト	1セット1回につき	840円
	花道フットライト	1セット1回につき	410円
	スポットライト (500ワット)	1台1回につき	200円
	スポットライト (1キロワット)	1台1回につき	310円
	LEDスポットライト	1台1回につき	310円
	スポットライト (ソースフォー575ワット)	1台1回につき	310円
	スポットライト (LEDソースフォー)	1台1回につき	310円
	エフェクトスポットライト (1キロワット)	1台1回につき	410円
	ミラーボール (240×400φ)	1台1回につき	580円
	ミラーボール (600φ)	1台1回につき	840円
	マルチストロボ (300ワット)	1台1回につき	950円
	スモークマシン (ロスコ)	1台1回につき	950円
	ドライアイスマシン	1台1回につき	950円
	レインボーマシン	1台1回につき	950円
	ファイアーエフェクトマシン	1台1回につき	950円
	波エフェクトマシン	1台1回につき	950円
スモークマシン (ディフュージョン)	1台1回につき	950円	
音響設備器具	拡声装置	1セット1回につき	3,720円
	サブミキシングコンソール	1台1回につき	1,270円
	カセットテープデッキ	1台1回につき	840円
	CDプレーヤー	1台1回につき	1,050円
	MDデッキ	1台1回につき	1,050円
	MD/CDプレーヤー	1台1回につき	1,050円
	マスターレコーダー	1台1回につき	1,050円
	ソリッドステートレコーダー	1台1回につき	1,050円
	ステージモニタースピーカー	1台1回につき	1,170円
	移動スピーカー	1台1回につき	1,170円
	三点吊りマイク装置	1セット1回につき	1,050円
	三点吊りマイク (コンデンサ型)	1本1回につき	950円
	マイク (コンデンサ型)	1本1回につき	950円
	マイク (ダイナミック型)	1本1回につき	740円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1本1回につき	1,170円

	マイク (ワイヤレス・タイプン型)	1本1回につき	1,270円
	マイク (バウンダリー型)	1本1回につき	950円
	マイク(グースネック型・マイクスタンドを含む。)	1本1回につき	950円
	マイクスタンド (床上型)	1本1回につき	200円
	マイクスタンド (ブーム型)	1本1回につき	200円
	マイクスタンド (卓上型)	1本1回につき	200円
	舞台袖簡易操作卓	1セット1回につき	1,270円
映像機器	ビデオパソコンプロジェクター	1台1回につき	6,390円
	DVDプレーヤー	1台1回につき	1,050円
	スライドデッキ	1台1回につき	410円
	書画カメラ	1台1回につき	950円
その他	舞台用テーブル	1脚1回につき	100円
	舞台用イス	1脚1回につき	100円
	演奏者用イス	1脚1回につき	100円
	テレビ中継設備	1セット1回につき	9,930円
	持込電気機器	1キロワットにつき	200円
	給湯設備	1室1回につき	1,170円

備考

- 1 利用回数は、午前、午後及び夜間の区分ごとに1回とする。
- 2 移動して利用することができる備品については、支障のない範囲内で大ホール以外の施設でも利用できるものとする。

イ 小ホール

区 分		利 用 料	
種 別	設 備 名		
舞台設備	音響反射板	1基1回につき	3,660円
	平台	1台1回につき	200円
	地かすり (黒)	1枚1回につき	1,590円
	バレエ用シート	1枚1回につき	950円
	開き足	1脚1回につき	100円
	演台 (大)	1卓1回につき	630円
	演台 (小) (司会台兼用)	1卓1回につき	410円
	指揮者台	1台1回につき	200円
	譜面台 (指揮者用)	1台1回につき	100円
	譜面台 (楽団員用)	1台1回につき	100円
	フォールディングステージ	1台1回につき	780円
楽器	ピアノ (ヤマハNEWCFⅢS)	1台1回につき	7,820円
照明設備	LEDローアール水平ライト	1セット1回につき	1,170円
	LEDポーターライト	1列1回につき	840円
	サスペンションスポットライト	1列1回につき	410円
	LEDアッパー水平ライト	1セット1回につき	1,590円
	客席サスペンションスポットライト	1列1回につき	410円
	サイドギャラリースポットライト	1セット1回につき	410円
	天井反射板ライト (40灯)	1セット1回につき	700円

	LEDピンスポットライト	1台1回につき	1,590円
	調光操作卓	1セット1回につき	3,720円
音響設備器具	拡声装置	1セット1回につき	2,770円
	カセットテープデッキ	1台1回につき	840円
	CDプレーヤー	1台1回につき	1,050円
	MDデッキ	1台1回につき	1,050円
	MD/CDプレーヤー	1台1回につき	1,050円
	マスターレコーダー	1台1回につき	1,050円
	ソリッドステートレコーダー	1台1回につき	1,050円
	ステージモニタースピーカー	1台1回につき	1,170円
	移動スピーカー	1台1回につき	1,170円
	三点吊りマイク装置	1セット1回につき	1,050円
	三点吊りマイク (コンデンサ型)	1本1回につき	950円
	マイク (コンデンサ型)	1本1回につき	950円
	マイク (ダイナミック型)	1本1回につき	740円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1本1回につき	1,170円
	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	1本1回につき	1,270円
	マイクスタンド (床上型)	1本1回につき	200円
	マイクスタンド (ブーム型)	1本1回につき	200円
	マイクスタンド (卓上型)	1本1回につき	200円
	舞台袖簡易操作卓	1セット1回につき	1,270円
映像機器	ビデオパソコンプロジェクター	1台1回につき	1,910円
	DVDプレーヤー	1台1回につき	1,050円
	移動式スクリーン	1枚1回につき	410円
その他	舞台用テーブル	1脚1回につき	100円
	舞台用イス	1脚1回につき	100円
	持込電気機器	1キロワットにつき	200円
	給湯設備	1室1回につき	1,170円

備考

- 1 利用回数は、午前、午後及び夜間の区分ごとに1回とする。
- 2 移動して利用することができる備品については、支障のない範囲内で小ホール以外の施設でも利用できるものとする。

ウ リハーサル室、練習室、セミナールーム及びアトリウム

区 分		利 用 料	
施 設	設 備 名		
リハーサル室	ピアノ (ヤマハC7L)	1台1回につき	1,460円
	カセットテープデッキ	1台1回につき	840円
	CDプレーヤー	1台1回につき	1,050円
	MDデッキ	1台1回につき	1,050円
	マイク (ダイナミック型)	1本1回につき	740円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1本1回につき	940円
	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	1本1回につき	1,020円

	マイクスタンド (床上型)	1 本 1 回につき	200円
	バレエ用シート	1 枚 1 回につき	630円
	拡声装置	1 台 1 回につき	550円
練習室 1	ピアノ (ヤマハ YU 5)	1 台 1 回につき	620円
練習室 2	ピアノ (ヤマハ YU 5)	1 台 1 回につき	620円
セミナールーム 1	カセットテープデッキ	1 台 1 回につき	840円
	CDプレーヤー	1 台 1 回につき	1,050円
	MDデッキ	1 台 1 回につき	1,050円
	マイク (ダイナミック型)	1 本 1 回につき	740円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1 本 1 回につき	940円
	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	1 本 1 回につき	1,020円
	マイクスタンド (床上型)	1 本 1 回につき	200円
	拡声装置	1 台 1 回につき	550円
	ビデオパソコンプロジェクター	1 台 1 回につき	1,910円
	ブルーレイディスクプレーヤー	1 台 1 回につき	1,050円
	マイクスタンド (卓上型)	1 本 1 回につき	200円
	書画カメラ	1 台 1 回につき	950円
	ビデオデッキ (S-VHS)	1 台 1 回につき	410円
	セミナールーム 3	金屏風	1 隻 1 回につき
カセットテープデッキ		1 台 1 回につき	840円
CDプレーヤー		1 台 1 回につき	1,050円
MDデッキ		1 台 1 回につき	1,050円
マイク (ダイナミック型)		1 本 1 回につき	740円
マイク (ワイヤレス・ハンド型)		1 本 1 回につき	940円
マイク (ワイヤレス・タイピン型)		1 本 1 回につき	1,020円
マイクスタンド (床上型)		1 本 1 回につき	200円
マイクスタンド (卓上型)		1 本 1 回につき	200円
ビデオパソコンプロジェクター		1 台 1 回につき	1,910円
ブルーレイディスクプレーヤー		1 台 1 回につき	1,050円
書画カメラ		1 台 1 回につき	950円
ビデオデッキ (S-VHS)		1 台 1 回につき	410円
同時通訳設備		1 セット 1 回につき	21,350円
拡声装置	1 台 1 回につき	550円	
セミナールーム 7	カセットテープデッキ	1 台 1 回につき	840円
	CDプレーヤー	1 台 1 回につき	1,050円
	MDデッキ	1 台 1 回につき	1,050円
	マイク (ダイナミック型)	1 本 1 回につき	740円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1 本 1 回につき	940円
	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	1 本 1 回につき	1,020円
	マイクスタンド (卓上型)	1 本 1 回につき	200円
	ビデオパソコンプロジェクター	1 台 1 回につき	1,910円
	ブルーレイディスクプレーヤー	1 台 1 回につき	1,050円



	拡声装置	1台1回につき	550円
アトリウム	簡易ステージ	1台1回につき	520円
	展示用パネル（営利を目的として利用する場合に限る。）	1枚1回につき	100円
その他	マイク（ダイナミック型）	1本1回につき	740円
	マイク（ワイヤレス・ハンド型）	1本1回につき	940円
	マイク（ワイヤレス・タイピン型）	1本1回につき	1,020円
	マイクスタンド（床上型）	1本1回につき	200円
	マイクスタンド（卓上型）	1本1回につき	200円
	拡声装置（ワイヤレスアンプ・マイク1本付）	1台1回につき	1,480円
	ポータブルミキサー	1台1回につき	1,270円
	ビデオパソコンプロジェクター	1台1回につき	1,910円
	移動式スクリーン	1枚1回につき	410円
	ミニDVカメラレコーダー	1台1回につき	940円
	持込電気機器	1キロワットにつき	200円
	DVDプレーヤー	1台1回につき	1,050円
	エレクトーン（ヤマハE L900m）	1台1回につき	830円
	パイプオルガン（ヤマハPO-103P）	1台1回につき	830円
	ホワイトボード	1台1回につき	150円
	ブルーレイディスクプレーヤー	1台1回につき	1,050円
	液晶ディスプレイ（50型）	1台1回につき	410円
	非接触型検温器	1台1回につき	150円
表面温度計測サーモグラフィハンディカメラ及び三脚	1台1回につき	400円	
動画制作・Web配信用機器（4Kカメラ、360度カメラ、ライブプロダクションスイッチャー、ハブ・ケーブル類）	1セット1回につき	1,890円	

備考

- 1 利用回数は、午前、午後及び夜間の区分ごとに1回とする。
- 2 移動して利用することができる備品については、利用に支障のない範囲内で設置している施設以外の施設でも利用できるものとする。
- 3 各施設に常設されているホワイトボードについては無料とする。

エ 大ホール2階ホワイエ

区 分		利 用 料
施 設	設 備 名	
大ホール2階ホワイエ	ビュッフェ設備	1回につき 1,620円

備考

- 1 利用回数は、午前、午後及び夜間の区分ごとに1回とする。
- 2 利用料には水道利用料を含むものとする。

2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 令和6年3月28日
- (2) 適用開始年月日 令和6年4月1日

**鳥取県告示第285号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
米子市	令和6年5月31日（金）	午前11時から午後3時まで	米子市淀江町淀江796 米子市淀江公民館
〃	令和6年6月4日（火）	〃	米子市大篠津町1619-1 米子市大篠津公民館
〃	令和6年6月7日（金）	〃	米子市蚊屋291-1 米子市巖公民館
〃	令和6年6月11日（火）	〃	米子市榎原1356-1 米子市尚徳公民館
〃	令和6年6月14日（金）	〃	米子市和田町1829-1 米子市和田公民館
〃	令和6年6月18日（火）	〃	米子市富益町788 米子市富益公民館
〃	令和6年6月21日（金）	〃	米子市彦名町2850-2 米子市彦名公民館

**鳥取県告示第286号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和6年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林の所在場所  
鳥取市河原町北村字屋敷平927
- 2 指定の目的  
落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第287号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和6年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字大谷字清水1097の1、1103、1104の1、1104の2、字峯ヶ鳴990の2、2202の1（次の図に示す部分に限る。）、2202の2

2 指定の目的

落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

---

#### 鳥取県告示第288号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市上段字瀬戸谷373（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

土地改良事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

#### 鳥取県告示第289号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市杉野字高砂山271の6

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

---

#### 鳥取県告示第290号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同令第1条による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第158条第1項の規定に基づき、農業試験場における生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月23日

鳥取県農業試験場長 高 木 瑞 記 磨

## 1 委託の相手

鳥取いなば農業協同組合

## 2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

**鳥取県告示第291号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり東郷土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和6年4月23日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

退任した役員の氏名及び住所

理 事	山 田 正 明	東伯郡湯梨浜町大字野方168
〃	前 田 秀 穂	東伯郡湯梨浜町大字門田345
〃	川 崎 吉 雄	東伯郡湯梨浜町大字方地567-1
〃	森 本 博 美	東伯郡湯梨浜町大字龍島465-3
〃	榎 本 浩 徳	東伯郡湯梨浜町大字方面183
〃	足 立 秀 幸	東伯郡湯梨浜町大字長和田632
監 事	土 海 政 信	東伯郡湯梨浜町大字埴見596-1
〃	金 涌 孝 則	東伯郡湯梨浜町大字別所327

令和6年4月5日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	山 田 正 明	東伯郡湯梨浜町大字野方168
〃	前 田 秀 穂	東伯郡湯梨浜町大字門田345
〃	川 崎 吉 雄	東伯郡湯梨浜町大字方地567-1
〃	森 輝 信	東伯郡湯梨浜町大字引地384
〃	榎 本 浩 徳	東伯郡湯梨浜町大字方面183
〃	足 立 秀 幸	東伯郡湯梨浜町大字長和田632
監 事	足 立 博 文	東伯郡湯梨浜町大字長和田601
〃	金 涌 孝 則	東伯郡湯梨浜町大字別所327

令和6年4月6日就任 任期4年

**鳥取県告示第292号**

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同令第1条による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、手数料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 委託の相手

イナバ自動車学校

学校法人東雲学園鳥取県東部自動車学校

株式会社日本海自動車学校

学校法人鳥取県自動車学校

日本交通株式会社鳥取県中央自動車学校

株式会社鳥取県倉吉自動車学校

学校法人柳心学園

学校法人米子西部自動車学校

学校法人山陰中央自動車学校

## 2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

# 海区漁業調整委員会告示

## 鳥取海区漁業調整委員会告示第2号

鳥取県海面におけるすくい網漁業（集魚を目的とする照明設備及び動力式漁ろう装置を備えた船舶を使用するものに限る。以下同じ。）の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和6年4月23日

鳥取海区漁業調整委員会会長 板 倉 高 司

西伯郡内の阿弥陀川河口中央から正北の線（世界測地系 経度 東経133度27.65分。以下同じ。）以東の鳥取県海面において、令和6年5月1日から同年9月30日までの間にすくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに鳥取海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

なお、承認の内容等は、次のとおりである。

### 1 承認の内容

#### (1) 承認を受けられる者

県内に住所を有する者にあつてはすくい網漁業に係る漁具を保有する者（以下「県内業者」という。）とし、県内に住所を有しない者にあつてはすくい網漁業の実績を有する者（以下「県外業者」という。）とする。

#### (2) 承認の対象となる船舶

総トン数10トン未満の漁船

#### (3) 操業区域

ア 県内業者にあつては、西伯郡大山町阿弥陀川河口中央から正北の線以東の鳥取県海面

イ 県外業者にあつては、西伯郡大山町阿弥陀川河口中央から正北の線と西伯郡大山町御崎突端から正北の線（世界測地系 経度 東経133度35.42分）の間の鳥取県海面

#### (4) 承認を受けた者の操業の条件

ア 操業に際し、委員会から交付された承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けなければならない。

イ 操業中は、鳥取海区すくい網漁業操業承認事務取扱要領（令和6年4月23日付第202400012715号鳥取海区漁業調整委員会会長通知。以下「要領」という。）で定める標識を掲げなければならない。

ウ 共同漁業権に係る漁場の区域内で操業しようとする者は、当該共同漁業権を有する者の同意を得なければならない。

エ 他種漁業の操業を妨げてはならない。

オ 漁獲物は、本県の漁港に陸揚げしなければならない。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

カ 操業期間満了後速やかに、要領で定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

### 2 承認の取消し

この指示に違反して操業した場合は、承認を取り消すことがある。

# 公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定による狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和6年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 受験対象者

鳥取県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者で、法第40条各号のいずれにも該当しないもの

## 2 実施期日等

実施期日	時間	場所
令和6年6月30日（日）	午前9時30分から午後5時まで	倉吉会場（1回目） 倉吉市小田458 伯耆しあわせの郷大研修室ほか
令和6年8月3日（土）	〃	米子会場 米子市末広町294 米子コンベンションセンター第7会議室ほか
令和6年9月1日（日）	〃	鳥取会場 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部庁舎講堂ほか
令和6年12月1日（日）	〃	倉吉会場（2回目） 倉吉市小田458 伯耆しあわせの郷大研修室ほか

なお、希望する試験日の会場が定員を超えた場合は、他の会場での受験となる場合がある。

## 3 試験科目

### (1) 科目

ア 適性試験（視力、聴力及び運動能力）

イ 知識試験（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣及び鳥獣の保護管理に関する知識）

ウ 技能試験（猟具の取扱い、判別及び架設、距離の目測並びに鳥獣の判別）

### (2) 時間

6時間30分

## 4 受験申込手続

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類等を添えて、7に定める担当課に郵送し、又は持参すること。

(1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚

(2) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による同項第1号に係る許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し。当該許可を現に受けていない者にあつては、法第40条第2号から第4号までの規定に該当しないことについての医師の診断書（申請前概ね3月以内に受診し、交付されたものに限る。）

(3) 84円切手1枚を貼り付けた長形3号の封筒で、その表面に受験者の住所及び氏名を記載したもの1枚（受験票返送用）

## 5 申込受付期間

令和6年5月13日（月）から会場ごとに次に掲げる期日までの各日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵送による場合は、当該期日までの消印のあるものに限り受け付ける。

- (1) 倉吉会場（1回目） 令和6年6月12日（水）
- (2) 米子会場 令和6年7月17日（水）
- (3) 鳥取会場 令和6年8月14日（水）
- (4) 倉吉会場（2回目） 令和6年11月13日（水）

6 狩猟免許手数料及びその納付方法

- (1) 網猟免許又はわな猟免許を取得するもの
  - ア 法第49条各号に掲げる者 2,800円
  - イ その他の者 4,300円
- (2) 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許を取得するもの
  - ア 法第49条各号に掲げる者 3,900円
  - イ その他の者 5,200円
- (3) 納付方法

(1)及び(2)に記載する金額を県が配布する納付書又は県庁本庁舎及び各総合事務所に設置される納付窓口により納付し、納付済証を狩猟免許申請書に添付して提出すること。

7 その他

詳細については、次の表の住所地の欄に掲げる住所地ごとにそれぞれに定める担当課に問い合わせること。

住所地	担当課	郵便番号	所在地	電話番号
鳥取市、岩美郡及び八頭郡	鳥取県生活環境部自然共生社会局自然共生課	680-8570	鳥取市東町一丁目220	0857-26-7872
倉吉市及び東伯郡	中部総合事務所環境建築局環境・循環推進課	682-0802	倉吉市東巖城町2	0858-23-3276
米子市、境港市、西伯郡及び日野郡	西部総合事務所環境建築局環境・循環推進課	683-0054	米子市糺町一丁目160	0859-31-9628

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条第2項及び第4項の規定による狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

令和6年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 対象者

鳥取県内に住所を有し、現に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許の更新を受けようとするもの

2 適性試験の実施期日等

- (1) 次の表の住所地の欄に掲げる住所地ごとにそれぞれに定めるとおりとする。

住所地	実施期日	時間	場所
鳥取市（平成16年10月31日における八頭郡河原町、用瀬町及び佐治村の区域に限る。）及び八頭郡	令和6年7月19日（金）	午前10時から 午後3時30分 まで	鳥取市河原町渡一本277-1 鳥取市立河原コミュニティセンター
鳥取市（平成16年10月31日における岩美郡国府町及び福部村、気高郡気高町、鹿野町及び青谷町並びに鳥取市の区域に限る。）及び岩美郡	令和6年8月18日（日）	午前10時から 午後3時30分 まで	鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部庁舎講堂ほか

倉吉市及び東伯郡	令和6年7月25日（木）	午前9時30分 から午後1時 まで	倉吉市駄経寺町212-5 倉吉未来中心セミナールーム
米子市、境港市及び西伯郡	令和6年7月21日（日）	午前10時から 午後3時30分	米子市糺町1-160 鳥取県西部総合事務所講堂
日野郡	令和6年8月27日（火）	午前10時30分 から正午まで	日野郡日南町霞785 日南町総合文化センター多目的 ホール

なお、該当する会場により難しい者については、8に定める担当課に申し出て承認が得られた場合は、他の会場において適性試験を受けることができる。

(2) (1)の会場で更新できなかった者については、次のとおりとする。

実施期日	時間	場所
令和6年9月10日（火）	午前10時から 正午まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

3 講習

別途配布する講習資料により自宅学習することをもって鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第61条第1項に規定する講習を受講したものとみなす。

4 適性試験

狩猟に関する適性を審査するため、次の事項につき適性試験を行う。

- (1) 視力
- (2) 聴力
- (3) 運動能力

5 申込手続

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類等を添えて、8に定める担当課に郵送し、又は持参すること。

- (1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による同項第1号に係る許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し。当該許可を現に受けていない者にあつては、法第40条第2号から第4号までの規定に該当しないことについての医師の診断書（申請前概ね3月以内に受診し、交付されたものに限る。）
- (3) 認定鳥獣捕獲等事業の従事者であつて、適性試験の免除を受けようとするものにあつては、認定鳥獣捕獲等事業者が作成した適性確認書
- (4) 84円切手1枚を貼り付けた長形3号の封筒で、その表面に受験者の住所及び氏名を記載したもの1枚（受験票返送用。郵送により申請する者のみ。）

6 申込受付期間

令和6年5月20日（月）から次に掲げる会場ごとにそれぞれに定める期日までの各日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）なお、郵送による場合は、当該期日までの消印のあるものに限り受け付ける。

- (1) 鳥取市立河原コミュニティセンター 令和6年7月8日（月）
- (2) 鳥取県東部庁舎講堂ほか 令和6年8月5日（月）
- (3) 倉吉未来中心セミナールーム 令和6年7月17日（水）
- (4) 鳥取県西部総合事務所講堂 令和6年7月10日（水）
- (5) 日南町総合文化センター多目的ホール 令和6年8月16日（金）
- (6) 鳥取県庁講堂 令和6年9月2日（月）

7 狩猟免許更新手数料及びその納付方法



- (1) 狩猟免許更新手数料 2,900円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額を県が配布する納付書又は県庁本庁舎及び各総合事務所に設置される納付窓口により納付し、納付済証を狩猟免許申請書に添付して提出すること。

8 その他

詳細については、次の表の住所地の欄に掲げる住所地ごとにそれぞれに定める担当課に問い合わせること。

住所地	担当課	郵便番号	所在地	電話番号
鳥取市、岩美郡及び八頭郡	鳥取県生活環境部自然共生社会局自然共生課	680-8570	鳥取市東町一丁目220	0857-26-7872
倉吉市及び東伯郡	中部総合事務所環境建築局環境・循環推進課	682-0802	倉吉市東巖城町2	0858-23-3276
米子市、境港市、西伯郡及び日野郡	西部総合事務所環境建築局環境・循環推進課	683-0054	米子市糶町一丁目160	0859-31-9628

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和6年4月23日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

1 講習の種別及び受講対象者  
経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		令和6年5月18日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び琴浦大山の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
  - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
  - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
  - (1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品

筆記用具

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第28条の2第1項の規定により、猟銃安全指導委員を次のと

おり委嘱した。

令和6年4月23日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

1 猟銃安全指導委員の氏名及び活動区域

氏 名	活 動 区 域
北浦 壽廣	鳥取警察署の管轄区域内
林田 英雄	
田中 晋	
田中由紀雄	郡家警察署の管轄区域内
山本 清	
安木 均	智頭警察署の管轄区域内
芦谷 茂樹	
秋田 典昭	浜村警察署の管轄区域内
林原 一紀	倉吉警察署の管轄区域内
徳山 幸一	
門脇 正人	琴浦大山警察署の管轄区域内
提嶋 勇治	
柴垣 信司	米子警察署の管轄区域内
岩崎 寿義	
岩崎 裕司	
池淵 広志	境港警察署の管轄区域内
矢田貝繁明	黒坂警察署の管轄区域内
白石 賢一	

2 猟銃安全指導委員の連絡先

猟銃安全指導委員の活動区域を管轄する警察署に問い合わせること。

警察署	電話番号
鳥取警察署	0857-32-0110
郡家警察署	0858-72-0110
智頭警察署	0858-75-0110
浜村警察署	0857-82-0110
倉吉警察署	0858-26-7110
琴浦大山警察署	0858-49-8110
米子警察署	0859-33-0110
境港警察署	0859-44-0110
黒坂警察署	0859-74-0110

3 猟銃安全指導委員の任期

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで